

南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

(目的)

**第1条** この告示は、高齢者が自宅における転倒等により要介護又は要支援状態とならないよう住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図ることを目的とする。

(助成対象者)

**第2条** この事業の助成対象者は、市長が住宅改修の必要性があると認める60歳以上の高齢者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定により要介護又は要支援と認定された者を除く。)で、その生計中心者の所得が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)の児童手当における児童手当所得制限限度額以下のものとする。

(助成金額等)

**第3条** 助成金額は、助成対象者が現に居住している1住宅につき、当該住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 助成金額は、助成対象者1人につき18万円を限度とする。

3 助成対象となる改修は、法に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修に限定するものとする。

(助成の申請)

**第4条** 助成を受けようとする者は、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(変更)申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類(住宅改修理由書(様式第2号)。

以下「理由書」という。)

(2) 改修前の住宅状況を示す写真

(3) 工事図面(略図)

(4) 工事見積書

(5) 改修する住宅が申請者の所有でない場合は、所有者の承諾書

(6) 所得証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(理由書)

**第5条** 理由書の作成者は、介護支援専門員又は作業療法士・理学療法士・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格として市長が認めたものとする。

2 理由書を作成した者に対し住宅改修理由書(作成手数料請求書)(様式第2号)により、1件2,100円の手数料を支給する。

(助成の決定)

**第6条** 市長は、第4条の規定による申請があったときは、必要な調査を行った上、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(変更)決定通知書(様式第3号)により、助成の該当にならない場合は、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(変更)却下通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(工事の着手)

**第7条** 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、特別な理由が生じた場合を除き、速やかに住まいの改修工事に着手しなければならない。

(変更申請)

**第8条** 補助対象者は、住まいの改修工事内容及び事業費を変更するときは、速やかに市長に高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(変更)申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合は、第6条の例により可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(工事の完了届及び助成金の請求)

**第9条** 補助対象者は、工事が完了したときは、速やかに高齢者にやさしい住まいづくり助成事業工事完了報告書(様式第5号)及び高齢者にやさしい住まいづくり助成金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(助成金額の支給等)

**第10条** 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに工事内容を検査し、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業確定通知書(様式第7号)により通知するとともに、助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

**第11条** 市長は、偽りその他不正な行為により、第5条の手数料又は前条の助成金を受けた者に対し、その支出した額の返還を命じることができる。

(その他)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成15年鹿島町訓令第12号）又は原町市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成15年原町市訓令第37号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。